

## 令和 7 年 第 4 回 秩 父 別 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

令和7年12月10日（水）

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会・広報公聴常任委員会）	5
6		一般質問	6
7	議案第46号	秩父別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について	33
8	議案第47号	秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	37
9	議案第48号	秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	38
10	議案第49号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	38
11	議案第50号	秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について	41
12	議案第51号	秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	42
13	議案第52号	秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	42
14	議案第53号	秩父別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	44
15	議案第54号	秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について	46
16	議案第55号	秩父別町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の設定について	50
17	議案第56号	秩父別町認定こども園の指定管理者の指定について	52
18	議案第57号	秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	52
19	議案第58号	秩父別町交流体験農園の指定管理者の指定について	53
20	議案第59号	秩父別町農産物加工センターの指定管理者の指定について	54
21	議案第60号	秩父別町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について	55
22	議案第61号	秩父別町籾殻処理施設の指定管理者の指定について	56
23	議案第62号	令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第5号）について	57

24	議案第63号	令和7年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	70
25	議案第64号	令和7年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	71
26	議案第65号	令和7年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について	72
27	議案第66号	令和7年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	72
28	議案第67号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	73
29	意見案第4号	食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書	74
		所管事務調査の申し出について （広報公聴常任委員会・議会運営委員会）	74

## 令和7年第4回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和7年12月10日（水曜日）  
開催場所 秩父別町議会議場  
開催時刻 午前10時00分

### 出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔	君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕	君
7番	早川	正剛	君				

### 欠席議員（なし）

### 出席説明員

町長	澁谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聡	君	総務課長	中野	慎司	君
会計管理者	内山	潔	君	建設課長	笹木	雄介	君
住民課長	塩地	勇夫	君	産業課長	大山	達美	君
企画課長	北垣	慎二	君	教育次長	成瀬	義弘	君
農委事務局長	植田	一至	君	農委会長	吉田	光博	君
代表監査委員	蓑口	洋次	君				

### 欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

宮本幹夫君

北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

7番

早川正剛君

8番

藤岡浩文君

# 議 事 の 経 過

## (開会宣言)

議 長（大野君）

ただ今から、令和7年第4回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## (日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 早川正剛議員、8番 藤岡浩文議員を指名します。

---

## (日程第2 会期の決定)

議 長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの2日間に決定いたしました。

---

## (日程第3 諸般の報告)

議 長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（宮本君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第46号から第67号までの22件でございます。

次に、議員から提出された意見案が1件ございます。

また、議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、監査委員から10月、11月、12月に実施いたしました例月出納検査及び11月に実施いたしました令和7年度定期監査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。以上でございます。

議長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### （日程第4 行政報告）

議長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。町長。

町長（澁谷君）

本日、第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、師走を迎え何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

9月10日の第3回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

最初に、JR留萌本線の廃線に伴います覚書の締結についてご報告申し上げます。

令和8年3月末をもってJR留萌本線の全線が廃止されることを受け、鉄道から代替バスに切り替えるための運行体制等につきまして、本町を含む深川市・沼田町の沿線自治体、JR北海道、交通事業者、関係者各位と数多くの協議を重ね、意見交換をさせてまいりました。

協議の結果、令和7年9月30日にようやくJR北海道からの沿線自治体に対する支援概要がまとまり、覚書の締結に至ったところであります。

覚書に明記されました内容につきましては、深川沼田間の代替バス運行に係る18年分の費用相当額として、3億6千4百万円の支払いに関すること、令和4年の廃線合意の際に決定したまちづくり支援金の全額の支払い

に関することが主なものであります。

なお、廃線による代替バスの運行につきましては、令和8年4月から、この度オープンいたしましたコミュニティプラザに乗り入れ、上下線ともに新たなバス停を設置したうえで、現在の役場前、農協前にありますバス停を廃止させていただきます。

また、コミュニティプラザに設けられるバス待合所には、待ち時間を有効に使っていただけるようにバスの現在地が把握できるシステムやW i - F i 環境の整備等、施設の充実を図ってまいります。

さらに、深川駅発着のJ R 函館本線との乗り換えを考慮したバスダイヤの設定等、今後、バス事業者と協議を重ね、利便性に配慮した運行体制を築いてまいります。

また、高校生の通学に係る秩父別深川間の1ヶ月当たりの定期運賃につきましては、J R であれば7,250円のところ、バスに転換されると18,720円に大幅に上昇することが見込まれますが、留萌本線の廃線によって保護者のご負担が大きく増えることがないように、助成制度の新設に向けて作業を進めており、令和8年度予算にその費用を計上させていただきます。

最後に、鉄道施設や用地の処理について、今後もJ R 北海道と協議し、本町にとって、より良い選択ができるよう努めてまいります。

以上、J R 留萌本線の廃線に伴う覚書の締結についての報告といたします。

次に、農作物の出荷状況及び令和8年産米の生産の目安についてご報告申し上げます。

今年の水稲につきましては、収穫作業は例年よりも6日程早く始まりましたが、春先の低温と日照不足に加え6月中旬以降の高温により分けつが進まないことから茎数も少なく、収量に影響を及ぼす結果となりました。

11月18日に発表された農林水産統計での北空知の作況単収指数は96となり、収量は平年を下回り、品質については品種によっては着色等が多く見られるものの、蛋白は例年よりもやや低めとなりました。

一方、米の買取価格は高騰した昨年度を更に上回る価格で取引されており、農家の皆様におかれましては、安堵のできる出来秋となったところがあります。

北いぶき農業協同組合における水稻の取扱製品数量は 17 万 4,498 俵で、10 a 当たりの収量は 517kg でありました。

秋播小麦は、各育成期節の農作業は順調に推移いたしましたが、一部の圃場で倒伏が見られ収量は昨年を若干下回る 10 a 当たり 366kg となっております。

そばにつきましては、6 月以降の降雨量が少なく生育が遅れたことが影響し、収穫時期も遅くなり 10 a 当たり 23kg の収量にとどまりました。

花卉につきましては、ダリアやシネンシスを中心に出荷されましたが、秩父別支部では 10 月末現在 14,930 ケース、8,325 万円の販売であり、数量・販売金額ともに昨年を下回っております。

ブロッコリーは、6 月からの高温と 7 月の降雨量が少なかったことにより、10 a 当たりの収量は 297kg と昨年よりも少ない結果となっております。

次に、令和 8 年産米の生産の目安についてご報告いたします。

農林水産省が 10 月 31 日に発表した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針によりますと、令和 8 年産の主食用米等の需要見通しは、令和 7 年産と比べると玄米換算で 37 万トン減の 711 万トンと推計をしております。

また、令和 8 年 6 月末の米の民間在庫量は 215 万～229 万トンと見込まれております。

国では、昨年から続く米価の高騰を受けて需給をより正確に把握するため、従来の玄米ベースに加えて精米ベースでの推計も行っておりますが、令和 7 年産米の期末の在庫量が適正水準を大きく超えると見込まれるため、米の生産調整につきましては、本年よりも厳しい状況になるものと認識しております。

今後、北海道では、この需給予測を受けて北海道農業再生協議会水田部会が産地の意向を確認した上で、道内全体と市町村別の生産量や作付面積の目安を示すこととしており、その通知は今月下旬に予定をされております。

農業生産経費の上昇、急激な米価の高騰といった農業を取り巻く情勢は慌ただしく変化しておりますが、適正な米価が維持されることを期待するとともに、来年も天候に恵まれ豊穰の年となることを心からお祈り申し上げる次第であります。

最後に、第3回町議会定例会以降に執行いたしました入札結果についてご報告申し上げます。

生き生き館雑配水管改修工事ほか4件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

---

### （日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第5、所管事務調査の報告をします。岡崎総務経済常任委員会委員長  
長の報告を求めます。 岡崎委員長。

委 員 長（岡崎君）

別紙により報告

議 長（大野君）

次に、眞島広報公聴常任委員会委員長の報告を求めます。 眞島委員長。

委 員 長（眞島君）

別紙により報告

議 長（大野君）

ただ今の総務経済常任委員長の報告及び広報公聴常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございますか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告は報告済みといたします。

## (日程第6 一般質問)

議 長（大野君）

日程第6、一般質問を行います。3番 眞島議員の発言を許します。  
眞島議員。

3 番（眞島君）

ただ今議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に基づきまして、住宅リフォーム補助金制度の見直しについて澁谷町長にご質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

本町の主要事業の1つに住宅リフォーム事業に対する補助制度があります。

本町にお住まいの住民がご自宅に末永く快適に住んでいただけるよう配慮されたものと考えますが、平成28年度からこの事業が開始され、補助を受け住宅改修をされた方も多く、持ち家、空家を含め延べ288件の方が利用され、大変感謝されているというお話も聞き及んでいる状況です。

そこで、この場所をお借りして、制度の策定から既に年月も経っておりますこの住宅リフォーム補助金の制度設計の見直しをしていただきたいと思いが質問をさせていただきました。

町の住宅リフォーム補助金は、基本的にはリフォーム工事をした家に対し1回の補助が受けられる制度設計かと思いますが、リフォーム工事をしてから年数を経た家屋は築後それ以上の年数を経ており、色々改修が必要になっている状況は想像されるところでございます。

また、昨今の生活環境の大幅な変化によりこれまでの住宅の持つ機能よりも便利なものに変化をとげられていることと思えます。

そのことから、住宅リフォーム補助金を一度受けた後一定の期間を経た場合においても他の改修場所にも補助を受けられるような弾力的な制度設計に見直しをご検討いただけないものかと考えるところでありますが、澁谷町長のお考えをお伺いたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

眞島議員のご質問にお答えいたしますが、住宅リフォームの補助事業の交付金事業でございますけれども、平成 28 年 4 月にですね、人口減少に歯止めをかけるべく本町への移住・定住者の増加を図り、さらに将来に向けて人口を確保することを目的として創設されたものであります。

本制度の開始以来、本年度で 10 年目を迎えましたけれども、これまでに 288 件の申請があり、累計で 86,027,500 円の助成を行っております。

町民の皆様方から大変好評をいただいている事業でありまして、移住の促進と転出の抑制に大きな効果があったものと考えております。

利用状況を見ますと、年によって申請件数にばらつきはあるものの、平成 28 年度の 51 件が最も多く、令和 6 年度は 7 件と減少傾向にあります。

制度上、補助の申請が 1 回限りであることから、利用者数がある程度落ち着いてきているものと推測しているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、制度開始当初に助成を受けた方におきましては、年月の経過や住宅の状況によりリフォームした箇所がまた劣化したり、それ以外の場所の改修を希望される方がいることも承知しております。

しかし、本制度につきましては条例に定めがなくですね、要綱として実施している、いわゆる町長の政策的な事業でありますことから、私の今の任期が残りあと一年数ヶ月となった状況では、制度を変更することは難しいと考えております。

さらに、現在の要綱が失効する令和 9 年度以降の事業実施につきましては、この場で申し上げることは差し控えたいと思っております。

ただ、今後も多くの町民の皆様方が、末永く本町に住んでいただける住環境の整備に向けまして、制度の利用状況でありますとか、財政状況を鑑みながら助成の内容についてさらに検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（大野君）

眞島議員。

3 番（眞島君）

ご答弁大変有難うございました。

今ご答弁の中に、あと政策期間が残り1年となっているというお話も出てございましたけれども、何分にもこの制度、町民の方々から非常に人気のあるといったらあれですけれども、非常に評判のいい事業だなというふうに思っておりますし、町民の皆様方からもまだまだ使いたいなという方の声も聞いてございます。

さらには、今ご質問させていただきました1度使われた方々の中からも複数の方々から、色々もう1回使えないものかと、例えば期間をおいてすぐにとということにはなりませんけれども、5年ないし10年といった中でどうかなということでございます。

ただ今町長の答弁の中にありました任期の間の政策事業ということで、これ以上しつこく言うこともできませんけれども、なるべく皆さん、町民の方々今後とも継続していただきたいというような声を聞いてございますので、ぜひこの先来年以降どうなるか分かりませんが、残り1年はやっていただけるものと、そしてできれば次の場に引き継いでいただきたいなど、そんなようなこともご要望をお願いさせていただくところでございます。

非常にこのリフォーム事業につきましては、補助金の予算の関係もございまして。

非常に厳しい財政の中でまたこういうようなご要望をして誠に恐縮ではございますけれども、今言われましたように今後とも継続して長く使っていただけるような政策をとっていただければなというふうに思っております。

再質問はしませんが、1点だけちょっと私分らないところがあるので、お聞きをさせていただきたいと思っております。

この住宅リフォーム補助金制度ですけれども、今それぞれ秩父別の町の中にも何軒かおられるかなと思っておりますけれども、二世帯住宅、これがあると思うのですけれども、町のリフォームの補助金の概要の説明書の

中には二世帯の項目が入ってございませんけれども、この辺についてリフォーム、例えば一つの家二世帯が入っているわけなのですけれども、この辺についても補助の事業を受けたいという方が来られましたら、どのような形になっているのか、分かる範囲でちょっと結構でございますので、お聞かせをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（大野君）  
町長。

町 長（澁谷君）  
今のご質問にお答えいたしますけれども、二世帯であろうと三世帯であろうと、家1戸は1戸でございます。そういう理解でいただきたいと思っております。

それから、今の議員のご意見、貴重なご意見として承らせていただきます。有難うございました。

議 長（大野君）  
眞島議員。

3 番（眞島君）  
はい、分かりました。私もちょっと分からなかったものですから、ちょっと二世帯なら60万円当てるのかなと、そんなようなこともちょっと考えたものですから、お聞きしたところでございます。

大変ご丁寧なご答弁いただきまして、誠に有難うございます。以上で私の質問を終わらせていただきます。有難うございました。

議 長（大野君）  
以上で眞島議員の質問を終わります。  
次に、1番 松永議員の発言を許します。 松永議員。

1 番（松永君）

議長のお許しをいただきましたので、私から一般質問をさせていただきます。

コミュニティプラザ前の押しボタン式の信号機の設置について、来年春のＪＲ留萌線の廃線に伴い建設されたコミュニティプラザピリナが先月北空知信金の移転開業に合わせ落成式を迎えられ、大変喜ばしく思います。

これからの公共交通の拠点として、また町民の集う場所として多くの利用がなされるものと大いに期待しているところであります。

そこで、ピリナ周辺の歩行者の安全確保の観点からピリナ前に押しボタン式信号機が必要なのではないかと思います。

現状西側約 200m に役場前交差点、東側約 100m に農協前の押しボタン式信号機がありますが、歩行者の心理としてはなるべくこう近くで、遠回りをしないようにしたいということで、多分目の前で道路横断する人もいると思われれます。

また、その信号機を車両感応式にすればバスが国道に出る時に安全かつスムーズに出られるものと思います。

町として関係機関に強く要望するべきと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

議長 長（大野君）

町長。

町長 長（澁谷君）

松永議員のご質問にお答え申し上げますが、ＪＲ留萌本線の廃止に伴いまして、その代替交通が鉄路からバス路線へと転換されることから、国道沿いに雨風をしのげるバス待合所とバス旋回場を含めた秩父別町コミュニティプラザの整備を始めまして、先月 10 日に落成式を挙行了したところであります。

先程行政報告でも申し上げましたが、来春に向けては、深川駅発着のＪＲ函館本線との乗り入れを考慮したバスダイヤの設定などバス会社と

の協議を重ねて、利便性の高い運行体制の構築を目指す考えでございます。

さて、ご質問のありました信号機の設置についてでありますけれども、この信号機の設置につきましては、北海道旭川方面公安委員会、それと深川警察署の判断にゆだねることになります。

信号機の設置基準につきましては、道路交通法等の規定に基づきまして、公安委員会が信号機設置の指針を定めまして、これに則り各警察署が整備を進めている状況でございます。そこで、深川警察署に設置基準等について照会したところ、その内容の主なものとしては、一つ目に1時間の自動車等の往復交通量、これが原則300台以上あること、二つ目に隣接する信号機との距離が150m以上離れていること、さらに三つ目に横断する歩行者が多く、かつ自動車の交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合などいろんな基準が示されておりますが、今議員ご指摘の場所については、いずれの要件も満たさないということで返事いただきました。

また、役場の交差点と農協の間に、さらに信号機を増設すると、百数十メートルごとに信号機が存在しまして、車の運転手が信号機を誤認する恐れがあると、あるいは車両の円滑な通行に支障を及ぼすことが懸念されることから、設置は非常に難しいという見解をいただいたところでございます。

このような状況から、町といたしましても、交通事故を未然に防止するため、この度整備したコミュニティプラザのバス待合所から国道を横断することなくバスに乗降できるように、上下線ともに当該施設内にバスを乗り入れる方式に変更しており、ある程度道路横断に対する危険は回避できるものと考えております。

いずれにしても、バス利用者の交通安全に配慮しつつ、法の基準に則した中で、他の方法がないかも含めてですね、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（大野君）  
松永議員。

1 番（松永君）

確かに自分も少し調べたところでは、やはり条件はなかなか厳しいのかなと思いますけれども、ある地域で同じように信号機の設置を要望した時に、その公安委員会からの回答がいろんな項目でありましたけれども、その中に過去3年間において1件しか人身事故が起きていないっていう回答があったのですよね。

何かその、犠牲者が出ないと動かないみたいな体制っていうのは、ちょっとどうなのかなっていうのもありますし、確かにいろんな条件があって難しいっていうのは理解しますけれども、犠牲者が出る前に、今後実際に運用が始まってみての調査もできればしていただきたいかなと思っています。

現実、実現するのは確かにいろんな障害があって難しいと思いますが、これからも注意深く観察するべきだと考えております。よろしくお願ひします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

今議員のご意見は十分理解いたしましたけれども、バスが上下線ともこっち側のピリナに入ってくれば、今と状況全く変わらないというふうに思っております。

当初沼田線が向こう側に入った場合に、例えばここに自転車こっち側に置くと、横断しなくちゃどうしてもいけなくなるので、全部こっち側に集約したので、そうすると今の現状と何ら変わることはないと思っております。

それに先程申しました農協と役場の前に信号機があって、さらにあそこに信号機必要なのかということになると、ちょっと私も許可が出る出ない以前に必要なのかという疑問も出ておまして、それやるとどこら中付けないといけなくなるかなという気もするので、どれだけその横断

者がいるのか、それをしっかり見極めながらですね、これから考えてま  
いりたいというふうに思っております。

議 長（大野君）  
よろしいですか。

1 番（松永君）  
はい。

議 長（大野君）  
それじゃあ、2つ目の質問をどうぞ。

1 番（松永君）  
それでは、もう1つ質問をさせていただきます。

小規模公園の整備について、キッズスクエアちっくくのオープンから  
8年が経過し、毎年多くの来場者がおり大変好評で、町民にとっても誇  
れる施設になったと思っております。

ですが、好評なゆえに混雑することが多く、町民にとっては少し敷居  
の高い施設になってしまったように思います。

小さいお子様の親としてはほんの少しの時間、例えば買い物帰りだっ  
たり、散歩の途中だったりというところで立ち寄れるようなところがあ  
れば有難いと思います。

昔は町営住宅の近くに1つ2つ遊具が設置されており、そこで遊んで  
いる子ども達が見受けられましたが、いつからか事故等の報道や利用者  
の減少、あと老朽化が進み撤去され、今では中央西C団地の1ヶ所しか  
ありません。

土地や遊具の管理等の問題もあるとは思いますが、身近なところに遊  
び場・憩いの場があることは生活において大変重要なことと思います。

理想を言えば、そこで子ども達と高齢者のコミュニティができて、世  
代を超えた絆が生まれればいいなと思います。

これからの町づくりとして必要とされるものと思いますが、町長のお

考えをお伺いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

2つ目のご質問でございますけれども、小規模な公園につきましては、これまでも新しくできた住宅地でありますとか、公営住宅の周辺に整備した経緯はありますけれども、何れもほとんど利用がされないとか、遊具の老朽化で撤去しましたし、ただ決して議員の質問にあります事故等の報道が恐くて、あるいは事故が恐くて撤去したということではございませんので、あくまで利用の方がいないから撤去したということでございます。

このような状況の中ですね、平成27年に小さなお子さんがいる保護者の皆さんから、雨天時でも遊べる、子ども達が遊べる施設がほしいということで、老朽化したファミリースポーツ公園をリニューアルすることとして、キッズスクエアちっくる、さらにキュービックコネクションを整備したところでございます。

整備にあたりましては、子ども達が複数の遊びができて、三世代が交流ができる場の創出を基本理念として、さらに管理人を配置するなど安全性も確保された公園としております。

また、この施設の周辺にあります温泉、あるいはキャンプ場等を含めて町民の皆さんから愛称を募集し、従前のファミリースポーツ公園をベルパークちっくべつと改称して、毎年町内外から多くの方のご利用をいただいているところでございます。

今、申し上げました施設は、町内の子育て世帯を応援するために整備した施設でありますけれども、議員ご指摘のとおり、大型連休あるいは夏休み期間等については、町外からの来場が多く、公園の一部で町民の方が利用しづらい時期があることは認識をしているところでございます。

しかし、ちっくるやキュービックコネクションを整備してからは、町民の皆さん方から新たな公園を設置してほしいという要望はございませ

んでしたし、人口減少や少子化が進む中、現在新たにですね、公園を整備しても多くの利用は望めないというふうに考えているところでございます。

また、ベルパークちっぷべつという町内外から高い評価をいただいている施設がある中で、例え小規模であっても類似した施設、これをつくることについては、おそらく町民の方から懐疑的なご意見をいただくことになるだろうというふうに思っております。

議員ご指摘のような小規模な公園であれば、例えば町、あるいは行政が設置しなくても、町内会、あるいは団体など、団体が設置して、その造成の経費、あるいは維持管理経費の一部を町が助成する、そういった方が望ましい姿であろうと私は考えております。

また、ベルパークちっぷべつが使いづらいというご指摘であれば、今後その改善に向けて検討をしてみますので、せっかく素晴らしい施設がありますので、ぜひそこを有効に活用していただきたいとお願い申し上げます。

議 長（大野君）  
松永議員。

1 番（松永君）

確かに素晴らしい施設ができて、少し足を運んで施設内ではなく外のちょっとした遊具で遊ぶっていう方法も確かにあるのかなとは思いますが。

先程答弁にあった町内会にお願いする、地元の人にお願いするっていうのも確かにそのとおりかなと思いますので、今後私からというよりはできれば町内会長会でもちょっとお話をさせていただければと思います。今後ともよろしく申し上げます。

議 長（大野君）  
町長。

町 長（澁谷君）

町内会から要望が上がってくればこちらで検討いたしますが、こちらから積極的に公園をつくりたいけれどどうだっていうことは申し上げるつもりはございません。

1 番（松永君）  
分かりました。

議 長（大野君）  
いいですか。

1 番（松永君）  
はい。

議 長（大野君）  
以上で松永議員の質問を終わります。  
次に、8番 藤岡議員の発言を許します。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）  
それでは、私からはタクシー補助券の追加についてということでご質問をさせていただきたいと思います。

町では、高齢者の皆さんが幸せを感じて長く住み続けていただけるまちづくりを目指し、各種の施策を進めておられることに感謝申し上げます。

さて、表題のタクシー補助券についてですが、高齢者が日常の買い物や通院、酒酔い運転防止など、運転免許証を返納された方など使い方はそれぞれですが、高齢者の足として1割負担で利用できる他に類を見ない秩父別独自の素晴らしい事業であり、利用される皆さんから大変感謝されています。

近年、高齢化が進み、タクシー補助券の利用も増えていると思われませんが、そんな中で80歳を超えた方から「三冊目のタクシー補助券がもう無くなる。何とかもう一冊もらえないか」とお話をされました。

その方は、工夫しながら大切に使ってきたが、雪の季節になってきて自転車も使えない、歩くのも大変でもう一冊あれば何とか冬を越せると思うという悩みを話されていました。

離れて暮らすお子さんから同居を勧められているが、慣れ親しんだ秩父別町で暮らしていきたいと思う気持ちが強いのだとも伺っています。

公金を使う関係上、公平性も保たなければいけません、このような方のケースは一定数いらっしゃると思われまます。

ぜひ、タクシー補助券の増刷をされてはいかがかと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答え申し上げますけれども、本町のタクシーの助成事業でありますけれども、高齢者の方の買い物や通院といった生活の足を確保するとともに、外出機会の創出による引きこもりの防止や、生きがいづくりを目的として平成 25 年から継続している事業でございます。

さらに、近年増加傾向にある高齢ドライバーによる交通事故、これを背景にして、運転免許証の自主返納を促すことにも効果的な事業であるというふうに認識をしているところでございます。

事業の内容につきましては、利用状況や公平性などを総合的に勘案いたしまして、その都度、柔軟に見直しを行ってまいりました。

当初は満 65 歳以上の方に 2 冊計 60 枚を交付して、半額助成でありましたけれども、平成 27 年度には助成割合を 7 割に拡大して、平成 29 年度には対象年齢を満 60 歳以上に引き下げまして、最大 9 割助成としたところでありますし、そうしたことで高齢者世帯の方の経済的な負担の軽減、そして利用の促進を図ってまいったところであります。

さらに、令和 2 年度には、60 歳から 64 歳の方の交付枚数を 30 枚に縮小する一方で、70 歳以上の方には年度始めに 2 冊 60 枚を交付し、必要

な方には1冊30枚の追加交付をして、合計3冊計90枚まで利用できるようにするなど、町民の皆さんの要望に臨機応変に対応してまいったり、利用実績やニーズに応える形で改善を重ねてまいりました。

さて、現在の制度で、助成券を最大90枚、これを交付したとすると、自宅からの往復の利用を想定した場合に、月に3ないし4回の買い物や通院が可能となりますし、日常生活の支援として一定の効果があるものと考えております。

直近の令和6年度の利用実績につきましては、対象者1,118人に対しまして、交付者数は703人で交付率は62.9%であります。

また、実利用者数は335人、1人当たりの利用枚数は17.4枚、さらに1人当たりの年間助成額は21,377円でありますし、1枚当たりの利用金額は平均で約1,222円ということでございます。

また、令和6年度において、追加交付となる3冊目の30枚、これを受領された方は31名おりまして、交付率は対象年齢の70歳以上の人口の約4%にすぎません。

さらに、3冊目の交付を受けた方ですでに残枚数が10枚を切った方は8名と少数であることから、議員ご提案の4冊目の追加交付につきましては、想定される申請される方はごく一部であると思っております、この事業を利用されない方とのバランスを考慮した時に、事業の執行に公平性を欠くものと考えるところでございます。

また、今ご指摘のあったタクシー助成券を利用する際に、要綱に合致しない形で乗車されている方がいるという情報もありますことから、これから改善に向けた取り組みも進めてまいらなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、今後も高齢者の皆様方が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議 長（大野君）  
藤岡議員。

8 番（藤岡君）

有難うございます。

実情はあまり利用がないということは十分理解をしておりますけれども、潜在的にもう1冊あれば大した助かると、特に冬の場合は助かるといの方が一定数いるのじゃないかという私の判断でございますし、またお年寄りの方からもそういう何人かの意見も伺っておりますので、今回質問に至ったわけですが、実際特に冬の場合、特に高齢者ですね、だんだん夏は自転車等で買い物できたりして、隣近所と誘い合わせて買い物だとかして大事に使ってきているけれども、どうしても行ったら帰ってくる、1回2枚使うと、それで90枚いただいても45回の買い物にしか使えないという計算でございますので、その辺は先程言いましたけれども、隣近所と上手く時間を合わせてできないのでしょうかという話も私もさせていただいたのですが、なかなかそういう友達もいないと、どうしても1人になってしまうと、それで時間帯もなかなか合わないというような意見もいただいておりますので、それじゃあなんとかもう1冊できるような特別な措置にならないかということで話をしてみましようということになったのですが、例えば4冊目の自己負担率をね、今は1割ということで自己負担で乗れるわけですが、それが増えてもいいという本人の、お年寄りの方の意見もいただいておりますので、その辺も柔軟な形で公平性を保つという意味ではそういうことも考えてもいいのかなというふうに私も思いましたので質問させていただきました。

いずれにしても、お年寄りが長く秩父別に住んでいただくということを基本に考えた場合は、ある程度の柔軟な運用ですか、それも考えていく必要があるのかなというふうに思いますので、今後十分検討いただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

今議員から貴重なご意見いただきましたけれども、今申しましたよう

にとにかく3冊使い切る方が少ないという現状の中で、公平性を考えた時にどうなのかということでもありますし、もう1点は事業執行、予算を執行する側と受ける側との考えの差といいますか、どこまで福祉をすれば満足していただけるのか、極端な話家まで迎えに来いと言われても、毎回来いと言われてもとても対応できない。

それがどこでお互いに我慢してやっていけるかということを考えながらですね、今後今議員が言われたように、例えば4冊目の負担を上げるとか色々な方法もあるでしょうから、それも含めてですね、検討させていただきたいと思っております。

議 長（大野君）

藤岡議員。

8 番（藤岡君）

前向きな意見をいただいたというふうに理解をさせていただきますけれども、お年寄りの方本当に大事にタクシー補助券使っているというふうに思います。

だから3冊目がもう残り少なくなったということであれば、もう本当にどうやって残りを使っていこうか、誘い合わせて行こうとか、色々苦労しているっていう現状は実際にあるわけですね。

ですので、もう1冊あるっていう余裕があれば、自分の、例えば病院に通うですとか、買い物だとか色々自由についているのですか、ちょっとおかしな表現かもしれませんが、使えるような状況が生まれるのじゃないかなというふうにも考えます。

特に冬場についてですね、そういう特例措置と言った方がいいのかもしれませんが、そういうことも考えていただきたいというご老人からの要望もありましたので、今後ですね、色々な状況を考え合わせながら施策を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。私からは以上です。

議 長（大野君）

以上で藤岡議員の質問を終わります。

次に、4番 岡崎議員の発言を許します。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

最初に農業委員会の会長さんに農地売買価格及び標準小作料の改定について、お伺いをいたします。

農業委員会が斡旋調整を行って、売買契約や小作契約を行う場合の価格は、ほとんどが農業委員会が定めた価格により契約がされているものと認識をしております。

その価格に関しては、以前は受け手側と出し手側による標準価格制定協議会で協議し決定されていたものと認識をしているところでありますが、その決定方法が平成21年12月に廃止になり、前年度の取引価格の最低と最高を勘案し決定する方法になったとのことであり、現在もその方式により斡旋価格が定められているとのことであります。

その価格に関しては、平成21年から変わることなく現在も変動していないとのことではありますが、私は変動しない価格に疑問を感じているのであります。

水田の価格は、10a当たりの収穫量とその価格により決定されるものではないかと思いますが、平成21年頃の町の平均反収と現在の平均反収とでは60kg程度の違いがあると思いますし、価格に関しては昨年と今年は異常な価格とはいえ、総じて平成21年当時の価格の200%程度にはなっているものと思います。

このような状況から、斡旋価格の見直しをすることが必要だと思いますが、農業委員会会長の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（大野君）

吉田農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

岡崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

農地の賃借料につきましては、議員ご承知のとおり平成 21 年の農地法改正前は、標準小作料制度のもとで法令等に基づき標準小作料を算定し、小作料協議会で協議のうえ、決定されておりました。

平成 21 年の改正において、国が昭和 45 年の農地法改正による、当時の算定方法では時代の経過に伴い、農業経営の大規模化、多様化、農地の立地条件や経営規模は、地域や経営者によって差があり、一律の基準では対応ができなくなっております。

賃借料の目安を示す方が現実的で、妥当性があると判断され、農地改革プランの中で標準小作料制度は廃止され、その後、農地の売買価格や賃借料は、基本的に当事者である売主と買主、貸主と借主が個別の交渉で決定することとされました。

また、農業委員会におきましては、改定後の農地法の規定により、本町の 1 月から 12 月までの 1 年間、全ての賃借料の調査を行い、最高額、最低額、平均額を取りまとめ、斡旋の目安として情報を幅広く提供することが義務付けられたところでございます。

このような状況を踏まえ、現在の農地の斡旋につきましては、農業委員会で斡旋価格を決定しているわけではなく、あくまでも調査した目安を提示し、その価格を参考に売主と買主、貸主と借主が協議し、双方の合意の上契約を締結することになります。

なお、現在の目安の価格は、標準小作料制度が廃止になった平成 21 年当時と比較しますと、さほど変化はなく同水準で推移してきたところでございます。

一方、同時期の米の取引価格を見てもみると、ななつぼしで 1 俵約 14,000 円であり、議員のご指摘のとおり現在の半分以下の価格でありました。

昨年から、米価が高騰し農業所得は増加する見込みであると認識はしておりますが、一方で資材や肥料、燃料代などの生産コストも増加している状況でございます。

今後の米価の動向や国の米政策、そして作況など不透明な部分が多い中で、農業委員会といたしましては、新規就農者や担い手への農地の集約、さらには安定した農業経営を継続するためには、一時的な米の取引

価格により土地の売買価格等が増減することは適切ではないと考えております。

今後も、適切な農地利用の推進に努めるとともに、適正な農地行政に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、岡崎議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（大野君）  
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

有難うございました。

今会長さんからお話ございましたとおり、平成 21 年頃からの米価の推移を見ますと、ほとんどずっと変わってきていないのですよね。ですから、今まではそれで良かったかなという気はします。

ただ、先程会長さんのお話では、斡旋調整の申し出があったとしても、当事者間で価格を決めてもらうというような言い方を先程されたと思うのですけれども、実際はその農業委員会が定めた売買価格・小作料の中で全てが収まっているのではないかなというふうに私は認識しているのですけれども、これは私の認識違いでしょうか。

議 長（大野君）  
吉田農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

ただ今岡崎議員から言われた、ご指摘のあった部分ですが、実態としては毎年先程ちょっとご説明したのですけれども、1 年間の前年度の大体最高額、それと最低額を出して、それを相対の筆に計算して平均値を出して、広報誌等にも出してはいるのですけれども、実態としてはその範囲の中で一応こういう流れで、地帯によっては多少の価格差、賃貸に関しても売買にしても、1 番賃貸の価格が割と変動ないっていうのは、現実岡崎議員から言われたとおりなのですけれども、実態としては私達

が間に入って斡旋等をやる時には、前年度の大体の推移した数字をあらかじめ出し手とそれを耕作する側の方にはお伝えして、それで一応今のうちの町の地域の動きを一応お示ししてから、その後当事者間で実態としてどうなのだということで、あくまでも農業委員っていうのはサポートする側でありまして、私達の方から価格を提示することは現実的にはちょっと、立場的にはちょっと難しい話に今現状はなっているということで、先程岡崎議員言われたとおり、過去にはお互い出し手・作り手で協議会は実際あったのは分かっておりますけれども、実際法の改正によってそういう表現はなくなったということで、その辺の部分だけご理解をしていただいたら、現状の中でこの後複数年同じような米の価格の推移がいくならば、当然いろんな農業者の方、もちろん出し手の方の地権者の方からも言われると思いますし、今現状ではここ数年来の、数年のお米の価格だけで引き上げるような話を私達委員会の方から言うっていうのはちょっとおこがましいかなと思ひまして、こんな答弁しかできませんけれども、こんな答弁でご理解をしていただきたいということです。よろしくお願いします。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

あくまでも当事者間でお話し、納得した価格でというふうに答弁されたと理解したのですけれども、それでよろしいでしょうか。

農業委員会会長（吉田君）

はい。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

そうであれば、例えば今売買されている価格っていうのは、私の認識している範囲では秩父別町の場合、10 a 当たり最高、高くて 38 万円ぐらいというふうに記憶しているのですけれども、当事者間がこれは 50 万でいいよとか、60 万でいいよとなった場合に、農業委員会はそれいって言うのですか。

議 長（大野君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

ただ今の現状の賃貸の方はご理解していただいているかなとは思うのですけれども、売買については、私達もこの現状の金額がどうですかと言われた場合に、一つ返事でそうですねとは言えない部分が現状下にはおかれておりますし、今の農地価格につきましては、私が生まれてそこその時期頃の価格だっていうことは、もう僕自身農業やっていてよく分かっているのですけれども、実際になぜそこまで下がったかということとは現状日本全国農業者やられている方がかなり離農されたり、減少傾向で、担い手ができないということで、やはりうちの地域だけではなく、やはり農地価格で下げるしか売買、特に面積を拡大して生活を良くしようという中ではやはり一時の価格帯まで持って行くような話にもならないですし、現状はそういう農家経済の部分もありまして、今の価格まで下がってきて、売買価格になっているということで、現状では私 1 人でこれをこうだということは言えませんが、今までの農業委員会の流れの中でここまで 1 回農地価格が実態としては下がってきているということでご理解していただくとともに、この後先程僕も答弁で言いましたとおり、米作が良くなればまたそれも、価格帯も少しは上がることも出てくるのではないかと思いますけれども、委員会の立場でこのぐらいの価格を上げたらいいよという話は、私達委員会の方から申し出るということは、ちょっとこれは立場的にはちょっと出過ぎた話になりますので、そういう中身で委員会もやらせていただいているということでご理解していただきたいと思います。

議 長（大野君）  
岡崎議員。

4 番（岡崎君）  
何回もしつこくてすみません。

当事者間で価格、売買にしても小作にしても当事者間で合意ができれば、その価格については農業委員会の方では異議をはさまないと、その価格で斡旋が成立したという形になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議 長（大野君）  
農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

ただ今言われた質問については、ある程度の現状の、今委員会で示させていただいている価格の、ある程度の価格ということで、先程今の価格の5割増しとか10割増しになることが実態としてそれが適正であるかという部分では、現状の農業者の経済だとか何かのそういうサポートはさせていただきましても、現実的には極論みたいな価格にはなっていないのが現実ですし、やはりお互いに、出し手も、僕もよく言われたのですけれども、昭和の50年代ですか、価格が今の3倍ぐらいの価格の時もありました。

その頃に農業者、求めた人でものすごいそれを買った団体の中で、その後ものすごい農業経営が大変になったという、そういう方も僕の地域の中にいますけれども、やはり今の現状の経済の中で、今の価格が決してそれなりの価格になっているとは思いませんけれども、でもお互いの当事者間の合意という部分では、私達、各委員さんものすごくその辺を強調してお願いして、個々にどうですか、このぐらいの価格でどうですかということで、ちょっと多少の、上がることはこの先多分どこかでは出てくるのではないかと思いますけれども、当事者間の合意を、ちょっ

と究極をあまり求めると価格破壊っていうか、農家経済のためにはならない数字になるということだけは一応お話をさせていただいているっていうのが現状でございます。

あまり答えになっていないのですけれども、こういうような感じで委員会は動かさせていただいているということでご理解していただきたいと思います。

議 長（大野君）

いいですか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

有難うございました。

昨年と今年の米価、これは特別異常なものというふうに私も理解しております。

平成 20 年頃から見れば倍以上というような価格ですけれども、だから標準小作料も倍にした方がいいのじゃないか、農地の売買価格も倍にした方がいいのじゃないかというようなそんな極端な話は私はするつもりはございませんし、決してそうはならないと思います。

ただ、こういう米価がここ何年間か続くようであれば、小作料も改定する必要があるのではないかというふうに理解したわけですが、今のお話をお伺いしますと、あくまでも農業委員会は参考価格であって、当事者間の話し合いで決めた額でいいのだよというふうに理解させていただいていいのかなというふうに思いますし、もう 1 つお聞きしたいのは、他の市町ではですね、平成 21 年頃に決めた標準の小作料、あるいは売買価格、これらの改革っていうのはなされていないのかどうか、その 2 点だけお伺いしたいと思います。

議 長（大野君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

ただ今のご質問ですけれども、後からの質問の部分で先にお答えさせていただきまますけれども、近隣の町村の調査も委員会はやらせていただいておりますし、やはり近隣の町村の中では価格のうちの地域よりも高いところもありますし、ただし高いといっても今の価格の5割増しもなっているところもほとんどないですし、逆に言えばまだまだ農地価格、逆に言えば今の価格の5割ぐらい下がっている地域も実態としてはあるのですよ。

それは地域の状態っていうか、やっぱりうちの町も山間地はありますけれども、まだまだ山間地の多いところに行けば、ちょっと山間の方に行くとはほとんど無料近くても作り手がいないという現状下には周りの地域も起きておりますし、うちも中山間の部分がありますけれども、まだそんなに極端な価格にはなっていないのは確かなのですけれども、近隣の価格も、売買価格・賃貸価格も十分毎年見させていただいて、それも参考にして当事者間にお伝えをしながら、判断をしていただいているということで、基本的に最後は農業委員会っていうものは、やはりお互いの合意という1つのそれを基本として、斡旋等をやらせていただいているということでご理解いただいたらいいかなと思いますので、そういう答弁で何回も、あまり納得してもらっていないかもしれませんが、価格というのは当事者間でじゃあ決めればいいのかという部分では、やはりサポートしながらそれなりにお互いの経済、お互いの財産を守るためにも私達はあくまでもサポートでやらせていただいているということで、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（大野君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 5 分

再 開 午前 11 時 7 分

再開します。

岡崎議員、よろしいですか。

4 番（岡崎君）

はい。

議 長（大野君）

じゃあ、2つ目の質問をどうぞ。

4 番（岡崎君）

それでは、町長に留萌本線が廃止になったことによる町道の新設と改修、これについてお伺いをいたしたいと思います。

明治43年に開通した留萌本線も令和8年3月末をもって廃線となります。

秩父別町や地域の発展に大きな役割を果たした留萌本線の廃線に寂しさを感じるとともに、その功績に感謝をしております。

さて、廃線後の敷地や駅舎に関しては、町が買い取り、何らかに利用をする考えは現在のところないとの町長の考えは既にお聞きしているところでございます。

質問の第1点は、新年度予算にも関係しますが、町内には11ヶ所の踏切と国道233号線の跨線橋がございます。

踏切の警報器、遮断機はJRが撤去するものと思いますが、軌道部分のレールを外し、敷板を撤去し道路化するのは本町の仕事となるのか、JRとの共同事業になるのかをお伺いいたします。

第2点は、道路の切り替え及び新設改良であります。

まず、1条東1丁目の交差点はJRとの交差角の関係で、1条路線が変形していますが、これを直線化し、7条路線の1丁目と2丁目を連結させることであります。

7条路線に関しては、秩父別川の横断という大きな工事が必要となりますが、現在1km以上迂回しなければならないことを考えると、連結の効果があるものと考えます。

現在農家の大規模化により経営農地が分散化しております。これらを

改修することにより、農作業の効率化が図られたり、一般交通の安全化や効率化をも図れるものと思いますが、その可能性についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議 長（大野君）  
町長。

町 長（澁谷君）

岡崎議員のご質問にお答え申し上げますけれども、先程行政報告でもお話申し上げましたけれども、JR留萌本線は、令和8年3月末をもって全線廃線となりまして、この度、JR北海道からの支援内容がまとまったというふうにお話したところでございますけれども、JRの敷地跡地につきましては、今後も協議を進めてまいりますけれども、現時点で駅舎等も含めて譲り受けないということは、現在も変わっておりません。

最初のご質問でございますけれども、踏切の撤去に伴う道路工事につきましては、全ての踏切において事前に道路管理者と改修方法等について協議をいたしまして、協議終了後JR北海道の責任において撤去・改修を行うということでございます。

作業といたしましては、JRの改修基準に則りましてレール、枕木、敷板、コンクリートブロック等を撤去いたしまして、接続する道路との高さを調整しながら簡易舗装を行うということでございます。

また、JRが施工する改修基準に加えての追加工事は自治体の負担ということになりますけれども、既に廃線となりました石狩沼田・留萌間の踏切での改修工事におきましては、そういった事例は耳にしておりません。

重たい列車が走る線路の路盤、これは堅牢でありまして、踏切部分が沈下することは想定しづらいとのことでありまして、JRの負担で改修した踏切の将来的な改修工事が発生した場合は、私ども自治体の負担で工事を行うこととなりますので、ご理解をいただきたいというように思っております。

2つ目のご質問の1条東1丁目交差点の直線化、さらに7条1丁目と

2丁目の連結についてでありますけれども、2路線とも整備がされれば、非常に現在の住民の方が利便性が向上することはよく理解をしております。

しかし、私役場に入って約50年お世話になっておりますけれども、この2路線に対しまして改修してほしいという要望は聞いたことがありませんし、道路用地の確保をはじめとして膨大な経費がかかるということが予想されます。

特に7条につきましては、議員ご指摘の秩父別川の横断工事に加えまして、高規格道路の下のボックスカルバート、これを撤去し、新たな高架橋を付けなければならないということで、そうなると高規格道路を閉鎖して改修しなければできないということでございます。

近年、人口減少が進む中におきまして、農村部から市街地に転居される方も増えている状況にありまして、さらにご指摘のどちらの路線も整備される区間に住宅がないことから、冬期間除雪はおそらくされないということになろうかと思っております。

そうしたことから、いずれも利用期間が短いことに加えまして、多くの交通量がない路線でありますので、本町の財政規模、さらに財政状況、さらには費用対効果等を勘案すると、議員ご指摘のご提案を事業化することは大変難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいというように思っております。

議 長（大野君）  
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

地域の要望がなかったというのは、私も理解いたします。  
それは鉄道が走っているから、これにどうする、こうするということは当時からは、昔からは鉄道なくすなんていうことは考えられなかったでしょうから、道路を優先してというような話はなかったと思うのですけれども、今なくなった場合のことを考えるとですね、確かに7条は秩父別川の横断というような工事がありますので、非常に大きな金がかかる

だろうというふうに思います。

ただ、町長のおっしゃった高規格道路がもうボックスカルバート化されておりまして、私も現地行ってみたのですけれども、幅が6 mほどございます。カルバートのですね。

そうすれば幅員5 mぐらいの道路が楽にあの中通って走れるなというふうに思いましたので、問題は秩父別川の横断ということだと思います。

東1丁目、1条の東1丁目ですか、これらにつきましては、確か道路敷地もあそこに、東1丁目から東に向けてあったはずなのですよね。

ですから、やろうと思えば簡単にすぐできるのじゃないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

議 長（大野君）  
町長。

町 長（澁谷君）

議員はよく勉強されていると思いますけれども、ボックス約車道幅で5.5 mほどありますので、1台は通過できるかと思っております。

また、それを通す秩父別川に橋を架けて、あそこ土地はありますから、ただ、今の農道とぶつかっている3.5 mほどしか幅がないので、当然改修して、敷地はあるので道路大きくしなきゃいけないところもありますし、それを2丁目まで繋げなきゃいけないということもあります。

さらには、1条については土地はあります。道路敷地ではなく町有地は存在しております。

ただ、あそこを使って、どれだけの人が利便性を感じるかといいますか、通るかということ考えた時に、事業費を考えた時に、はたしてそれが妥当なのか、これから検討をすれば検討をいたしますけれども、おそらく町民の方の理解はいただけないというふうに私は理解しておりますけれども、それも財政のことを考えながら検討してまいりたいと思っております。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）  
ぜひ検討をいただきたいと、このように思います。

議 長（大野君）  
よろしいですか。

4 番（岡崎君）  
はい。

議 長（大野君）  
以上で岡崎議員の質問を終わります。  
11時30分まで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 14 分

再 開 午前 11 時 27 分

再開します。

---

**（日程第7 議案第46号「秩父別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について」**

議 長（大野君）

日程第7、議案第46号「秩父別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 46 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。金子議員。

2 番（金子君）

何点かお伺いをさせていただきます。これはこども家庭庁が設定したこども誰でも通園制度ということに基づいての条例設定で間違いありませんか。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

はい、そのとおりでございます。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

もう 1 点ですね、条例を設定したということは、くるみ園で受け入れる準備があるということでしょうか。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

この条例につきましては、民間事業者が実施をする場合に設定する条例となっておりまして、くるみ園で受け入れをする場合の条例の改正につきましては、以降のこども園の改正条例の方で設定をさせていただくような形になります。

あくまでこれは民間事業者がやった場合の基準を定めたものということ

でご理解をいただければと思います。

議 長（大野君）  
金子議員。

2 番（金子君）  
すみません、ちょっと一部聞き取れなかったのですが、じゃあくろみ園では受け入れないということですか。

議 長（大野君）  
住民課長。

住民課長（塩地君）

後ほどですね、条例の方を設定させていただきますが、後ほどの54号の方でこども園の設置・管理の部分の条例につきまして、ご説明を再度させていただきますたいと思います。

こども園の、町営なので、こちらは民間の事業者がやった場合で、町営のこども園の場合に関しては、54号の方で説明させていただきます。

議 長（大野君）  
いいですか。認定こども園の。  
いや、金子議員いいですよ。

2 番（金子君）  
ちょっとここはね、私も54号も目を通したつもりなのですがね、ちょっと54号一緒にちょっと説明していただくわけにいきませんかね。

議 長（大野君）  
それは。

2 番（金子君）

いや、結局ね、くるみ園で受け入れるかどうかということが大事だと思うのですよ、これは。

民間事業者がやるにしても、民間事業者今うちではありませんよね。

議 長（大野君）

ありません、ないです。

2 番（金子君）

だからその辺で、いや、くるみ園で受け入れるって書いてある。

議 長（大野君）

これ国の条例による。

2 番（金子君）

そうしたら、54号で質問しますか。

議 長（大野君）

そうそう、その方がいいのじゃないですか。

2 番（金子君）

そうしたら、54号で46号に関する質問をさせていただいてよろしいですか。

議 長（大野君）

いいですよ。はい、それならいいです。

2 番（金子君）

分かりました。

議 長（大野君）

他に質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 46 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 8 議案第 47 号「秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 8、議案第 47 号「秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 47 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 47 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第9 議案第 48 号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 9、議案第 48 号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 48 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 48 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 10 議案第 49 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 10、議案第 49 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 49 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。 眞島議員。

3 番（眞島君）

7 ページの特殊勤務手当についてなのですが、これ今条例の方で定められております。

そして、人事院勧告からちょっと外れているというようなことも説明ございましたけれども、この今非常に各地域で問題になっている熊の関係なのですけれども、ああいった熊の、例えば町職員の出勤あるのかなと思うのですけれども、そういったところはそういう特殊、この手当ですか、これはつかないものなのか。条例ですので、決めなくちゃいけない部分っていうのは。

議長（大野君）

ちょっと待ってください。

3 番（眞島君）

いいです。

議長（大野君）

いいですか。 総務課長。

総務課長（中野君）

本給与条例では、そのような規定は設けておりません。

議 長（大野君）  
眞島議員。

3 番（眞島君）

今後、今非常に騒がれておりまして、来年度以降も色々と出動回数が、町職員の方もかなり出ておられると思うのですけれども、そういった面にもちょっと手当ってというのはどうなのかなと思ってちょっとお聞きしたのですけれども、改正でございますから、取り決めになるのかなと思いますけれども、犬とはまた別なのですよ。犬のこの2番目の取扱手当とはまた違う、その中には例えば熊だとか。

議 長（大野君）  
町長。

町 長（澁谷君）

正直熊は全く考えておりませんでした。まず職員が熊に対応すると思っておりますので、ほぼほぼ猟友会にお願いすることになるかと思っております。

それで他の町も確認しながらですね、また出動があれば、また再度次の議会でまた改正させていただきたいと思っております。

議 長（大野君）  
よろしいですか。

3 番（眞島君）  
はい、分かりました。

議 長（大野君）  
他に質疑はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 49 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 11 議案第 50 号「秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 11、議案第 50 号「秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (北垣君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 50 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 50 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 12 議案第 51 号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 12、議案第 51 号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 51 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 51 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 13 議案第 52 号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長（大野君）

日程第 13、議案第 52 号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 52 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 52 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号は、原案どおり可決いたしました。

これより暫時休憩といたします。

本日午後 4 時より再開しますので、それまでに議場にお集まり願います。

休 憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 3 時 58 分

再開します。

---

**(日程第 14 議案第 53 号「秩父別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長（大野君）

日程第 14、議案第 53 号「秩父別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 53 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 松永議員。

1 番（松永君）

先程の説明の中で、この条例に該当する施設はないということなのですが、今放課後に子ども達が集まっている、生き生き館でやっているのはどういう扱いになるのでしょうか。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

こちらの方ですね、今生き生き館でやって、行っている事業につきましては、放課後子ども教室という別の事業となっておりまして、この事業の該当にはございません。

議 長（大野君）

よろしいですか。 松永議員。

1 番（松永君）

先程の保育所の関係の話とはまた違うのかもしれないけれども、46号はあくまで国が言ったやつ、今度次やる54号でこれから保育所の変えていく部分がありましたけれども、全くこれとは関係ない事業ということで、そっちの方の改定は必要ないということなのではないでしょうか。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

議員のおっしゃるとおりです。

1 番（松永君）

分かりました。

議 長（大野君）

いいですか。

1 番（松永君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第53号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 15 議案第 54 号「秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 15、議案第 54 号「秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 54 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番 (金子君)

午前中ちょっと質問をしかけたのですけれども、違うぞというお叱りを受けたので、あらためて確認をさせていただきたいと思います。

46 号は大体分かりました。大体、概ね。それで午前中にも質問しましたけれども、単刀直入に伺いますけれども、確認ですけれども、うちの認定こども園くるみでは、この事業をやるということによろしいでしょうか。

議 長 (大野君)

住民課長。

住民課長 (塩地君)

ご質問の件でございますけれども、あくまでこの条例を設定させていただいたのは、国の制度が 4 月から実施できるような形を整えなさいという

ことで、まず条例を設定をしていただいたということをご理解いただければと思います。

それで現状といたしましてはですね、皆さんご存じのとおり、保育士不足ということで待機児童、また一時保育も中断をさせていただいているというような事態が発生をしております。

このこども誰でも通園制度を導入した場合にですね、現在の体制では現場の保育士の負担が限界以上に高まり、在園児を含んだ保育の質が低下するといったような問題があると考えております。

今後の展望というか、改善方法でございますけれども、現在ですね、正職員先日採用の募集が、応募がありまして、2名内定をさせていただいております。

まずこの2名が4月から勤務をいただいて、あと今後ですね、保育士を募集を行っていきたいと考えております。

まず人員の体制を最優先にいたしまして、待機児童の解消、また一時保育の再開、そして誰でも通園制度というような流れで検討していきたいと考えております。

議 長（大野君）  
金子議員。

2 番（金子君）

一時保育も少し止まっているということもお伺いして、保育士の確保に大変ご苦勞をいただいているというのは理解をさせていただきます。

それとですね、もう1点、この誰でも通園ですか、これ広域も認められているのですか。

議 長（大野君）  
住民課長。

住民課長（塩地君）

はい、他町の利用も認められています。

議 長（大野君）  
金子議員。

2 番（金子君）  
広域はやっぱり大分持ち出しあるのですか。町の持ち出し。

議 長（大野君）  
住民課長。

住民課長（塩地君）

基本的に0歳児であれば、1時間1,300円といった単価が設定をされて  
おります。

実際に他町で利用した場合にはですね、1,300円の補助金というか、利  
用料が町から支払いをするような形になります。

議 長（大野君）  
金子議員。

2 番（金子君）  
それはそうしたら国の基準どおり、国から来る補助金と個人の負担1,300  
円ですか、その中で広域も認められるということですね。

議 長（大野君）  
住民課長。

住民課長（塩地君）

はい、そのとおりでございます。

2 番（金子君）  
そうしたら、最後に。

議 長（大野君）  
金子議員。

2 番（金子君）

最後にもう1点お伺いしますけれども、先程の第46号議案にですね、設備の基準が細かく載っていますけれども、うちのくるみ園はこの基準はクリアしているということで理解してよろしいでしょうか。

議 長（大野君）  
住民課長。

住民課長（塩地君）

うちのくるみ園につきましてはですね、基準はクリアをしていると。それで余裕型という定員数と実際に入所している児童の差し引きでの利用を想定していることから、設備の方はクリアをしています。

2 番（金子君）  
分かりました。

議 長（大野君）  
よろしいですか。

2 番（金子君）  
はい。

議 長（大野君）  
他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 54 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 16 議案第 55 号「秩父別町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 16、議案第 55 号「秩父別町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 55 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 寺迫議員。

6 番 (寺迫君)

名称を変える主な理由は何でしょうか。

議 長 (大野君)

住民課長。

住民課長 (塩地君)

こちらの方ですね、老人福祉センターなのですからけれども、乳幼児健診、また住民健診であったり、幅広い年代の方今利用されております。

それで、この老人というですね、文言が入るということに対して、利用されている方から変更をしてほしいといったようなお話もございまして、また老人クラブ連合会にも意見を伺った結果、今回変更をさせていただくものとさせていただいてございます。

議 長（大野君）  
はい、どうぞ。

6 番（寺迫君）  
使用勝手等は今までとは変わりはないということで理解してよろしいですか。

議 長（大野君）  
住民課長。

住民課長（塩地君）  
使用の中身につきましてはですね、今までと何ら変更ございません。

議 長（大野君）  
よろしいですか。

6 番（寺迫君）  
はい。

議 長（大野君）  
他に質疑はございませんか。  
（なしの声）  
ないようですので、これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はございませんか。  
（なしの声）  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 55 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 17 議案第 56 号「秩父別町認定こども園の指定管理者の指定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 17、議案第 56 号「秩父別町認定こども園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 56 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 56 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 18 議案第 57 号「秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」)**

議 長（大野君）

日程第 18、議案第 57 号「秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 57 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 57 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第 19 議案第 58 号「秩父別町交流体験農園の指定管理者の指定について」）**

議 長（大野君）

日程第 19、議案第 58 号「秩父別町交流体験農園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（北垣君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 58 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 58 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第 20 議案第 59 号「秩父別町農産物加工センターの指定管理者の指定について」）**

議 長（大野君）

日程第 20、議案第 59 号「秩父別町農産物加工センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（北垣君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 59 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 59 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 21 議案第 60 号「秩父別町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 21、議案第 60 号「秩父別町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 産業課長。

産業課長 (大山君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 60 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 60 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号は、原案どおり可決いたしました。

**(日程第 22 議案第 61 号「秩父別町籾殻処理施設の指定管理者の指定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 22、議案第 61 号「秩父別町籾殻処理施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 産業課長。

産業課長 (大山君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 61 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 松永議員。

1 番 (松永君)

今この籾殻の処理施設の運用状況といたしますか、稼働状況といたしますか、そういうのは把握しているのでしょうか。

議 長 (大野君)

産業課長。

産業課長 (大山君)

現在の籾殻処理施設の稼働状況ですけれども、当初、建てた当初はですね、培土ですとか、燐炭の製造というのを行っておりましたが、機械の調子が悪くなり、平成 25 年からは籾殻の処理だけということで、カントリーエレベーターの方で出た籾殻を集約するというような形で使っております。以上でございます。

議 長 (大野君)

よろしいですか。

1 番 (松永君)

はい、分かりました。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 61 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第 23 議案第 62 号「令和 7 年度秩父別町一般会計補正予算（第 5 号）について」）**

議 長（大野君）

日程第 23、議案第 62 号「令和 7 年度秩父別町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 62 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

ちょっと 2 点ほどお伺いいたしたいと思います。債務負担行為ですか、数の多さにびっくりしたのですけれども、年度内に契約をしなかったら、

新年度の、当初からの仕事に間に合わないというか、そうなので、今債務負担行為を議決するのだよというふうに説明を受けたのですけれども、今度の新年度の予算にはこの金額と同じ金額が予算書に出てくるということになるのでしょうか。

議 長（大野君）  
総務課長。

総務課長（中野君）

あくまで今回設定した債務負担行為は予算の上限、限度額を定めております。

この後3月の当初予算には、予算額を提示、提案することになるのですが、あくまで限度額ですので、これから査定の、事務的には査定の作業がありますので、数字が変わる場合がありますけれども、上がることはないということで、ご理解をいただきたいと思います。

議 長（大野君）  
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

増はないけれども、減はあるよと、減った形で新年度予算が組まれるということで理解してよろしいですか。

議 長（大野君）  
総務課長。

総務課長（中野君）

そのとおりでございます。

議 長（大野君）  
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

もう1点はですね、30ページですか、貸付金、奨学金返還支援金が388万1千円というふうになってございますけれども、これ何名分で、主にどこに務めている方の支援になるのか。

議 長（大野君）  
教育次長。

教育次長（成瀬君）

2名分の補正予算であります。2名分です。どこに務めているかにつきましては、個人情報でありますので、ここでの回答は控えさせていただきます。

議 長（大野君）  
よろしいですか。

4 番（岡崎君）  
はい。

議 長（大野君）  
次に。 金子議員。

2 番（金子君）

今回エアコンが3ヶ所予算計上されておりますけれども、ちっくるは去年か一昨年か忘れましてけれども、冷風機とか何か扇風機みたいなものを設置したと思うのですけれども、あれは効果がなかったということではよろしいのでしょうか。

議 長（大野君）  
教育次長。

教育次長（成瀬君）

令和6年度に冷風機7台ちっくるに導入しております。導入にあたっては、夏場非常に暑くなるということで導入したのですけれども、効果につきましては、冷風機の近く、風があたるところについては効果があったと認識しております。

ただし、現在北海道気温が上昇しておりますして、実質室内の温度が30度以上超えることが常態化しておりますので、冷風機だけでは熱中症対策が一層高まっていると考えられますので、利用者の安全を考えてエアコンを整備すると判断したところでございます。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

議員のおっしゃるとおり、ほぼ効果がないということでございまして、全く使えないわけではないので、あれだけ広いところなものですから、なかなか冷えてこないということで、別な場所でそれを使いたいというふうに思っております、今回はエアコンを設置させていただきまして、上から、プロペラ回っていますので、それで循環させてちっくるは冷やしたいというふうに考えております。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

有難うございます。これは私の感想というか、意見なのですが、ちっくるも体育館も動いて汗をかく場所でございます。

それにも関わらずですね、寒くするっていうのはちょっと、個人的にはちょっと理解しがたいのですけれども、さっき成瀬さんが室温が何度以上ということでおっしゃっていたのですけれども、その運用をですね、汗を

かかないためにエアコンを付けるのかっていったら、そんなことはないと思うのですよね。

やっぱり運動ですから、汗をかかなければ運動にならないと私は思うのですけれども、その運用についてどういうことを考えているか、現時点でいいからちょっと聞かせていただけますか。

例えば小学校であれば、室内の体育館の温度が何度以上になったらつけるとか、何度以下だったらやめるとかっていう基準はある程度考えていると思うのですけれども。

議 長（大野君）

いいですか。 町長。

町 長（澁谷君）

小学校の体育館についてもこれから先生方がおそらくお決めになると思っておりますけれども、寒くない・暑くない程度に設定するのだろうというふうに理解はしております。

ただ、ちっくるについてはスポーツ施設というよりも、遊戯施設という理解でいただきたいと思っております。子ども当然いくら冷やしても走ったら汗をかくと思うのですけれども、そこでお母さん方が待っている場所があるのですけれども、そこはかなり暑いと。

それから、子どもさん汗だくになって走っているものですから、ある程度は冷やしてあげないといけないということで、運営、何て言うのですか、運営の基準で何度になったら回します、回しませんって、体感のこともあるのでしょうけれども、当然議員言われたように、何でもかんでも寒くすればいいというものでもないと思っておりますので、暑くない程度にはしたいというふうに思っているところではあります。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

ちっくると小学校は分かりました。義務教育学校は分かりました。もう1点ですね、グループハウスのエアコン整備、今回700万ほど予算計上していますけれども、同じ公営住宅と、町営住宅と名目は違うのですけれども、住む人はみんな町民です。

それで、グループハウスに今回公費でエアコンを付けたということは、今後他の公営住宅、町営住宅も整備を進めていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

議 長（大野君）  
町長。

町 長（澁谷君）

グループハウスについては、町でお年寄りが入っている、お年寄りしか入れない施設という理解でいただきたいと思っておりますけれども、これからは公営住宅、あるいは町営住宅にエアコンを町費で設置することは考えておりません。

そして、先ほど総務課長が説明した各家庭のエアコンの設置の補助金、これをご利用いただきたいというふうに思っております。

議 長（大野君）

いいですか。 はい。

2 番（金子君）

役場の裏にも高齢者向けの、高齢者が入っている住宅あるのですけれども、なんとなく私の気持ちとしては不公平感が出る、不公平だっていう意見が出るような感じもするので、その辺住民の声を聞いてですね、あんまり不公平感を持たれないような政策をしていただければと思います。

それともう1点ですね、これは大したことないって言ったらあれですけど、国民年金のシステム改修ですか、これ国のやつなのですけども、当初予算には国民年金の事務委託料ですか、委託金入っているのですけれども、その対象にはならないの。ならないのなら、その理由を聞かせてく

ださい。

議 長（大野君）  
国の。

2 番（金子君）  
一般財源ですよ。

議 長（大野君）  
住民課長。

住民課長（塩地君）

今回国民年金のシステムの改修、計上させていただきましたけれども、今後まだ国の補助のですね、金額が確定していないということで、今回計上してございません。

それで、今後確定いたしましたら、補正をさせていただく予定としております。

2 番（金子君）  
はい、分かりました。

議 長（大野君）  
いいですか。

2 番（金子君）  
はい。

議 長（大野君）  
他に質疑は。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）

22 ページ企画費の新規事業ということで、出会い応援補助金ということで、具体的にはどういうことを想定しての予算でしょうか。

議 長（大野君）  
企画課長。

企画課長（北垣君）

出会い応援補助金でございますが、結婚を希望する男性・女性問わずですけれども、その方の結婚活動の後押しをしたいということで、結婚相談所の入会金ですとか、マッチングアプリに登録した時の利用料、それらの50%を補助してあげようという制度でございます。

議 長（大野君）  
はい。

6 番（寺迫君）

今までもそういう制度があったと思うのですが、それでは足りなくてこれを追加したというふうな形で考えてよろしいのでしょうか。

議 長（大野君）  
企画課長。

企画課長（北垣君）

今までそのような制度はありませんでしたので、新たに設置するということをご理解いただきたいと思います。

議 長（大野君）  
寺迫議員。

6 番（寺迫君）

今はなくても以前あったと思うのですが、あまり効果がなかったという

ふうな記憶、私も結婚相談員やっていたのですが、なかったのですが、これをまた新設するというのは何か理由があるのでしょうか。希望があったとか。

議 長（大野君）  
企画課長。

企画課長（北垣君）

正直申し上げまして、今年度婚姻数秩父別町0件でございます。そういったこともございまして、新年度でも何か取り組まないといけない、こういった部分であれば、早期にまず取り組めるだろうということで、これを行うことによって、確実に婚姻数が増えるとは思ってはございませんし、こういった部分でまず皆さんに知っていただいて、そういった部分を登録していただく方が少しでも増えればと思って、今回させていただいたところでございます。以上です。

議 長（大野君）  
寺迫議員。

6 番（寺迫君）

事業主体っていうか、どなたがこういう予算を使うっていうか、何ですか、前で言うと結婚相談員みたいな形の人が募集をするというふうな形で使っていたのですけれども、そこら辺も具体的にちょっと教えてください。

議 長（大野君）  
町長。

町 長（澁谷君）

この事業は全く町では初めてです。以前あったというのは多分何かの誤解だと思うのですが、結婚相談員だとか何とかかれて、例えば花対協とかって、そこで出会い、婚活の場所をつくったりというのはあったのですが、

この事業は全くの初めての事業ですけれども、要するに婚活事業をやるとハードルが高いと、なかなか男性が集まらんとかっていうことがあったものですから、これは全く個人で結婚相談所に入会するとか、出会い系のマッチングアプリを利用する時の利用料を助成しましょうということで、役場がそれに関わることもないですし、何かの団体に関わることもないと、個人が何かのそういう制度を利用したい時に助成しましょうということで、これは実は3月の予特の時かな、金子議員から何もやっていないとお叱りを受けたものですから、色々考えて設計した制度でございます。

議 長（大野君）  
はい、どうぞ。

6 番（寺迫君）  
募集要項とか町民にそういったことを知らせる何か方策とかは考えているのですか。

議 長（大野君）  
企画課長。

企画課長（北垣君）  
まず広報誌等々でのお知らせ、ホームページ等のお知らせ、そういった部分で考えてございます。

議 長（大野君）  
はい、どうぞ。

6 番（寺迫君）  
1人当たりの上限とか、金額っていうのは、具体的には想定しているのですか。

議 長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

はい、想定してございまして、結婚相談所であれば入会金の 50% の補助で、年間 5 万円を上限と考えてございます。

マッチングアプリでございまして、年間の使用料に対しまして 50% で、年間 3 万円を上限に補助と考えてございます。

この他にも婚活のイベント、そういったものに参加した場合 50% でございますが、年間 1 万円を限度に補助するというルールを設定をしているところでございます。以上です。

議長（大野君）

はい、どうぞ。

6 番（寺迫君）

年齢制限はあるのですか。

議長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

上限はございませんが、18 歳以上ということで考えてございます。

議長（大野君）

いいですか、どうぞ。

6 番（寺迫君）

今熟年離婚だとか、60 歳以上の方のアプリとかそういうのがすごく流行っているという言い方失礼ですけれども、そういった方も対象には考えてもよろしいのですか。

議 長（大野君）  
企画課長。

企画課長（北垣君）

はい、考えても問題ございません。

6 番（寺迫君）  
分かりました。

議 長（大野君）  
藤岡議員。

8 番（藤岡君）

関連。今寺迫議員の質問の中にありましたマッチングアプリの関係で、ちょっとお聞きしたいと思いますが、いいですか。

寺迫議員もちょっと心配されて言われた部分かなと思うのですが、マッチングアプリいろんなアプリが出ていまして、結構被害に遭った方もいらっしゃるというふうに聞いております。

その辺今回の登録で補助金が出るということなのだと思いますけれども、その辺の何て言うのでしょうか、審査要項っていうのかな、このアプリだったら大丈夫だよとあって、そういう部分は考えられているのでしょうか。

議 長（大野君）  
企画課長。

企画課長（北垣君）

アプリの方はそこまでまだ考えてございませんが、補助金を出す上では一応どのアプリに登録したのか確認いただいて、それから対応したいと思っております。以上です。

議 長（大野君）

いいですか。

8 番（藤岡君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。 松永議員。

1 番（松永君）

関連。この婚活アプリの補助ってというのは、去年か一昨年ぐらいから北  
いぶき農協でもやっている事業で、そこにちょっとアドバイスを求めたり、  
あるいはその実績だったりとかっていうことを確認したことはあったので  
しょうか。

議 長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

北いぶきさんには確認はしてございません。今後確認したいと思います。

1 番（松永君）

分かりました。

議 長（大野君）

いいですか。

1 番（松永君）

はい。

議 長（大野君）

議会の会議規則、議会は 17 時までとなっておりますけれども、これをもう

一度継続してよいかどうか、お諮りいたします。

大丈夫ですね。

(はいの声)

継続して。

(はいの声)

じゃあ継続してやるということで、はい。

他に質問ありませんか。

(なしの声)

他にはないようですので、これで質疑を終わります。

討論はございますか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 62 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、原案どおり可決いたしました。

---

## **(日程第 24 議案第 63 号「令和7年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」)**

議 長 (大野君)

日程第 24、議案第 63 号「令和 7 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 63 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 63 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号は原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 25 議案第 64 号「令和7年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」)**

議 長 (大野君)

日程第 25、議案第 64 号「令和 7 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 64 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 64 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号は原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 26 議案第 65 号「令和7年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算  
(第1号)について」)**

議 長 (大野君)

日程第 26、議案第 65 号「令和 7 年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (笹木君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 65 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 65 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第 27 議案第 66 号「令和7年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第1号)  
について」)**

議 長 (大野君)

日程第 27、議案第 66 号「令和 7 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（笹木君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 66 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 66 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第 28 議案第 67 号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」）**

議長（大野君）

日程第 28、議案第 67 号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 町長。

町長（澁谷君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

本件は、人事案にかかる質疑・討論については、希望者はいないと思うので、省略いたします。

お諮りいたします。議案第 67 号は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

---

**（日程第 29 意見案第 4 号「食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書」）**

議 長（大野君）

日程第 29、意見案第 4 号「食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略します。

このことについて、提出者の藤岡議員、何か補足することはありますか。

8 番（藤岡君）

特にございません。

議 長（大野君）

ないようですので、本件についてご意見を伺います。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第 4 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第 4 号は、原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第 30 所管事務調査の申し出について）**

議 長（大野君）

日程第 30、所管事務調査の申し出を議題とします。  
事務局長に朗読させます。

事務局長（宮本君）

別紙により朗読

議 長（大野君）

委員会の所管事務調査の申し出について、皆さん方からご意見はございますか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですのでお諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

---

### （閉会宣言）

議 長（大野君）

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は以上で閉会することに決定いたします。

以上で本日の会議を閉じます。

令和 7 年第 4 回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉 会 午後 5 時 18 分